

吹田市立市民ギャラリー条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案						
<p>(使用料)</p> <p>第6条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可を受けたときに別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。</p> <p>2 } ----- 略 ----- 3 }</p>	<p>(使用料)</p> <p>第6条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可を受けたときに、<u>1時間につき600円（次の各号に掲げる場合にあっては、1時間につき600円に当該各号に定める額を加えて得た額）</u>の使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。</p> <p><u>(1) 使用者の住所（法人にあっては、その事務所の所在地）が市外にある場合（別に市長が定める場合を除く。） 600円</u></p> <p><u>(2) 使用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合 1,200円の範囲内で市長が定める額</u></p> <p>2 } ----- 略 ----- 3 }</p>						
<p>別表</p> <p style="text-align: center;">ギャラリー使用料</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>使用時間</th> <th>午前10時から午後7時まで</th> <th>1時間増すごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用料</td> <td style="text-align: center;">4,000円</td> <td style="text-align: center;">500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 使用者の住所（法人にあっては、その事務所の所在地）が本市外であるときは、別に市長が定める場合を除き、本表使用料の10割増しの使用料を徴収する。</p> <p>2 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、本表使用料の20割増しの額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収する。</p>	使用時間	午前10時から午後7時まで	1時間増すごとに	使用料	4,000円	500円	
使用時間	午前10時から午後7時まで	1時間増すごとに					
使用料	4,000円	500円					